

財務諸表作成上の留意事項(その2)

財務諸表作成上の全般的留意事項

はじめに

弊社に経営状況分析を申請いただいた財務諸表のうち、誤りが多く、修正をお願いした事項の中で、特に事例が多かった事項について解説します。第2回目は、財務諸表作成に当たっての全般的な留意事項です。ご不明の点がありましたら、電話(0120-684685)、FAX(03-5753-1587)またはeメール(info@mfac.co.jp)にて、弊社までお問合せ下さるようお願い申し上げます。

1. 財務諸表の作成上の全般的留意事項

(1) 様式について

財務諸表は、法人においては建設業法施行規則の様式15号、16号、17号および25号の9にしたがい、個人においては様式18号、19号および25号の9にしたがって作成していただく必要があります。

様式だけでなく、それぞれに『記載上の留意事項』が記載されていますので、確認のうえ作成してください。

また、勘定科目の分類については、「勘定科目の分類」(平成16年4月1日国土交通省告示第409号)によって作成していただく必要があります

(2) 金額単位

財務諸表の金額単位は、千円単位で記載してください。千円未満の端数の処理は、四捨五入、切上げ、切捨てのいずれかによってください。

商法特例法に基づく大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社)については、百万円単位の記載でもかまいません。

(3) 注記事項

貸借対照表および損益計算書の注記事項については、商法特例法の小会社(資本金1億円以下の株式会社)および有限会社については、貸借対照表注記の注12および注18を除き、記載は不要です。ただし、消費税等の会計処理、受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高については、従来は注記としての記載をお願いしておりましたが、今後、弊社では、「経営状況分析申請書付表」のフォームを改訂し、これに記載していただくことに変更する予定です。

(4) 財務諸表の数値の整合性

財務諸表の各科目の合計値と科目合計の項目の金額が一致するかどうか、また、差引計算の値が間違っていないかを確認してください。

不一致がある場合には、各勘定科目または科目合計(差引)の金額が誤っていることになりまから、内容を確認のうえ適切に修正してください。なお、千円未満の端数処理のために生じた誤差(最も多くなる場合で合計する勘定科目の数)については、修正する必要はありません。

以下の項目はそれぞれ必ず値が一致します。一致していない場合にはいずれかの数値が誤っていることになりまから、内容を確認のうえ適切に修正してください。

- i) 貸借対照表の「資産合計」と「負債資本合計」
- ii) 貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)の「当期末処分利益(当期末処理損失)」
- iii) 前期利益処分(損失処理)の「次期繰越利益(次期繰越損失)」と当期損益計算書の「前期繰越利益(前期繰越損失)」。
- iv) 損益計算書と完成工事原価報告書の「完成工事原価」
- v) 損益計算書と兼業事業売上原価報告書の「兼業事業売上原価」
- vi) 兼業事業売上原価報告書の3行目と最終行の「当期製品製造原価」

2. おわりに

今回は、財務諸表全般にわたる留意事項について解説しました。当たり前といえば、当たりの事なのですが、これらについての誤りが意外に多く、修正をお願いしているのが実情です。

申請いただく際には、これらの事項をあらためてご確認いただきますようお願いいたします。

また、現在申請をいただいております際、減価償却実施額及び受取手形割引高・裏書譲渡高について確認をさせていただいておりますが、申請書提出時に当期及び前期・前々期について金額が無い場合には無い旨をメモ等にてご記入の上添付いただければご確認のご連絡をせずに行えますのでご協力下さい。